

## 本市発注工事における電子Manifestoの義務化及び本市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子Manifestoの使用について

本市発注工事における産業廃棄物管理票の不正使用が判明したことから、その再発防止策として、令和4年度から標記の取扱いを実施することとします。

電子Manifesto\*は、情報管理の合理化、産業廃棄物処理のシステムの透明化、法令遵守などのメリットが大きく、国においてもその利用を促進しています。本市も、これまで、電子Manifestoの利用促進の取組みを進めてきたところですが、再発防止策の強化徹底を図るため、次のとおり、電子Manifestoの使用を義務化することとしましたので、お知らせします。

\*廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に定める産業廃棄物管理票（Manifesto）を電子化したもの

### 《電子Manifestoのメリット》

- 操作が簡単で手間がかからない ⇒ 事務の簡素化、電子データ保存できる
- 法令遵守 ⇒ 記載漏れや確認漏れを防止できる
- データの透明性 ⇒ 情報処理センターで過去5年分のManifestoを管理・保存  
オンラインで処理状況を常に把握・確認ができる

## 記

### 1 工事請負契約について

全ての本市発注工事における産業廃棄物の処理にあたっては、『電子Manifesto』の使用を義務化します。

なお、『電子Manifesto』を使用しない受注者に対しては、次の措置等を行います。

●入札参加停止措置の適用 \*大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく

●工事成績評定の減点 \*請負工事成績評定要領に基づく

上記の措置等の詳細については関係規程の改正次第、別途お知らせします。

※ 現在、実施している試行工事の取扱いについて

○令和3年度における試行工事の継続実施

現在、一部の工事で実施している電子Manifesto利用促進に向けた試行工事については、引き続き取組みを行います。

\*設計図書（仕様書）において、電子Manifestoの利用を明記した案件を対象。

建設局所管の産業廃棄物が発生するすべての工事が対象。

そのほか、所属により対象案件が異なります。

○令和3年度における試行工事で『紙Manifesto』を使用する場合

理由を付した届出書の提出が必要です。

また、環境局が行う抜き打ち立入検査の際に加入要請を行います。

『紙Manifesto』を使用した場合においては、Manifesto伝票の照合作業の実施や紙Manifesto使用関連業者への立入検査等の強化を行います。

## 2 業務委託契約について

○本市が排出事業者として行う、産業廃棄物処理委託（処分・収集運搬）についても、『電子マニフェスト』を使用します。

○産業廃棄物処理委託に関する入札案件については、入札参加資格として電子マニフェストに加入していることを条件とします。

## 3 実施時期について（「1」「2」とも）

電子マニフェストの義務化及び使用については、令和4年4月1日から適用します。

## 4 その他

○電子マニフェストの加入手続き等について

電子マニフェスト未加入の事業者に対して、システム操作研修会や加入手続きの案内等を行う予定としておりますので、ぜひご参加ください。

研修会の日程及び実施場所については、別途お知らせいたします。

○電子マニフェストの義務化制度等の概要

大阪市ホームページ『電子マニフェストの使用促進に取り組んでいます』をご覧ください。⇒ [詳しくはこちら](#)

○電子マニフェスト加入について

詳細は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。

⇒ [詳しくはこちら](#)

### 【問合せ先】

#### ◇電子マニフェストの制度及び加入手続きに関すること

環境局 環境管理部 環境管理課（産業廃棄物規制グループ） TEL06-6630-3284

#### ◇入札契約手続きに関すること

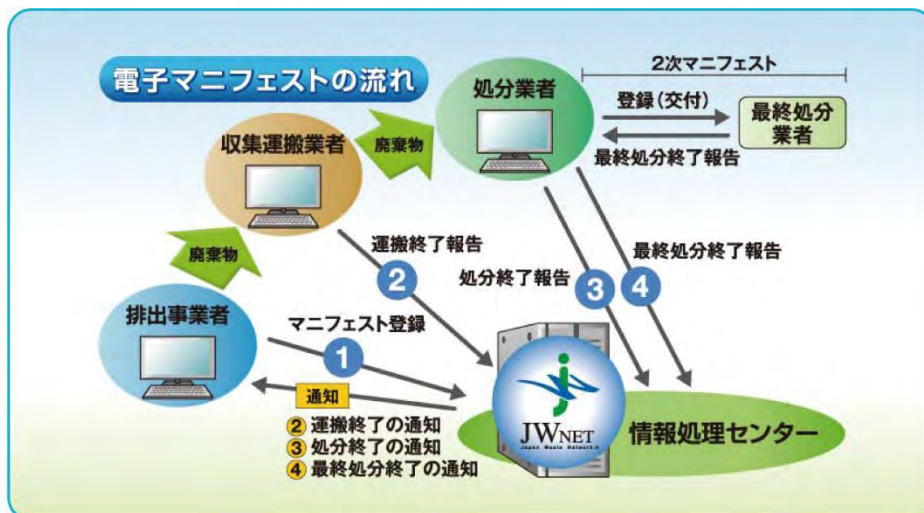
契約管財局 契約部 契約課（工事契約グループ） TEL06-6484-7424

（委託・物品契約グループ） TEL06-6484-7083

#### ◇入札参加停止措置に関すること

契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） TEL06-6484-7062

# 電子マニフェストの流れ



1

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。



2

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。



3 4

同様に処分業者も、処分が終了したら処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。



これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。



# 電子マニフェストのメリット

## 1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。



マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

## 2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。

電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者へ通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

## 3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することが可能です。